

1 ■025■ 通信傍受の合憲性

2 ■026■ 通信傍受と自由主義・民主主義

3 ◎対物的強制処分に関する基本的知識と物の見方は全ておさえた。これまでに得た知識と
4 物の見方を使って、盗聴（通信傍受）の問題を検討してみよう。応用だ。

5 ◎まず、盗聴（通信傍受）の基本的形態をおさえよう。

6 *通信傍受法が認めているのはどれかな？

7

8 ◎盗聴（通信傍受）は強制処分であることを確認しておこう。

9 *強制処分の古典的定義によると強制処分？

10

11 *「全ての権利・利益を侵害する処分を強制処分と捉える」説だと強制処分？

12

13 *「重要な権利・利益を侵害する処分を強制処分と捉える」説だと強制処分？

14

15 ・判例は？

16 *判例学習 19 のコメントで紹介されている。できれば第 1 版の 19 も。

17

18

19 *通信傍受法がない時代（つまり明文規定がない時代）にも盗聴は行われていた。

20

20 ・判例はどのような解決をしたか、検討しよう。

21

21 *盗聴を認めたか？

22

23 *どのような理屈で、「盗聴を認める法律の規定がある」と解釈したか？

24

25

26

27 *判例の解釈を、強制処分法定主義に反する（憲法 31 条、刑訴法 197 条 1

28

28 項但書違反）と考える見解がある。その理由を説明しなさい。

29

30

31

32 ◎さて、通信傍受法は制定された。しかし、法律の定めがありさえすればよいというもの
33 ではない。憲法 35 条の条件を満たす法律でなければならない。

34 *憲法 35 条 2 項「各別の令状」の要請を満たすか、検討してみよう。

35

35 ・まずは、各別の令状を扱った【023】をよく復習しよう。

36

36 ・各別の令状が要求される趣旨については 2 つの見解があった。

37

37 それぞれの見解に立つと、通信傍受についてはどのようなあてはめになるか。

38

38 説明しなさい。

39

40

41

42

43

1 *次に「場所・物の明示」の基本から。

- 2 ・まずは、場所・物の明示を扱った【022】をよく復習しよう。
3 ・判例はどのような理由からこの要請を満たしていると述べた？

- 4
5
6 ・この要請を通信傍受は満たさないと考える人は、どう批判している？

- 7
8
9 ・ちなみに、2000～2016年の運用状況をみると、傍受した通話中、関連
10 性のないものは何パーセントだった？

- 11
12 ・【022】では後回しにしていた、令状の事前呈示について。

13 *判例群は、令状の事前呈示を、「場所・物の明示」の要請と捉えているか？

- 14
15 ・そう考える理由は？

- 16
17
18 ・この考え方に立つと、通信傍受にはどのようにあてはめられるか？

19
20
21 *令状の事前呈示を「場所・物の明示」の要請と捉える見解について

- 22 ・そう考える理由は？

- 23
24
25 ・この考え方に立つと、通信傍受にはどのようにあてはめられるか？

26
27
28
29
30 ■027 ■ 通信傍受法の規定概説

31 ◎通信傍受法の条文は複雑だが、短答問題を解きながら条文を見て、重要な点はきっちり
32 理解しておこう。

33 *2016年に大改正され、新しい条文が多数設けられたほか、従来の条文も場所を移動
34 しまくっているので、2016年改正を反映した六法をみること。

35
36 ●刑事訴訟法では、令状により、差押え、搜索又は検証をすることができる対象犯罪を限定
37 していないが、通信傍受法では、傍受令状で通信の傍受をすることができる対象犯罪
38 を死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役に当たる刑法上の犯罪に限定している。

39 (司)

40 ●通信傍受法では、傍受令状で通信の傍受をすることができる対象犯罪は限定されてお
41 り、組織的な賭博場開張等凶利の罪は、この対象犯罪に含まれている。(司)

42 ●差押え、搜索又は検証のための令状には、犯罪事実の要旨及び罰条の記載を要しないが、
43 通信傍受法の傍受令状には、被疑事実の要旨及び罰条を記載しなければならない。(司)

44 ●刑事訴訟法では、令状により、差押え、搜索又は検証をすることができる要件として「犯
45 罪の捜査をするに必要があるとき」と定められているが、通信傍受法では、傍受
46 令状により、通信の傍受をすることができる要件の一つとして「他の方法によっては、
47 犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難である
48 とき」と定められている。(司)

49

- 1 ●司法警察員は、通信傍受の実施をしている間に行われた通信が、傍受令状に記載された
2 傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない場合には、直ちに当該通信の傍受を停
3 止しなければならない。(司)
- 4 ●司法警察員は、覚せい剤取締法違反の事実を被疑事実とする傍受令状に基づいて、通信
5 傍受の実施をしている間に、その被疑事実とは無関係の殺人を実行する計画について話
6 し合っていると明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすること
7 ができる。(司)
- 8 ●司法警察員は、通信傍受の実施を終了した場合には、通信の当事者に対し、傍受の実施
9 につき通知しなければならないが、この通知により捜査が妨げられるおそれがあると認
10 めるときはこの通知をしないことができる。(司)
- 11 ●刑事訴訟法では、裁判官がした検証に関する裁判の取消し又は変更を請求することはで
12 きないが、通信傍受法では、裁判官がした通信の傍受に関する裁判の取消し又は変更を
13 請求することができる。(司)
- 14 ●司法警察員が、被疑者から電話において恐喝されていた被害者の同意を得て、その被害
15 者と被疑者との間の電話による通話内容を録音する場合には、裁判官の発する傍受令状
16 を得る必要はない。(司)
- 17